

藤沢市子ども・子育て会議条例で想定している所掌事務

1 藤沢市子ども・子育て会議条例における所掌事務の記載方法

藤沢市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、条例により設置を規定した会議となります。標記条例の一部改正に当たり、所掌事務を改めて記載しているところですが、子ども・子育て支援法により所掌としている事務については、法令に記載があることから、その記載がされていません。

2 子ども・子育て支援法の内容を含めた子ども・子育て会議の所掌事務

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

※特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき、子ども・子育て会議（保護者や子ども・子育て支援に係る当事者）の意見を聴く。

- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。

※特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき、子ども・子育て会議（保護者や子ども・子育て支援に係る当事者）の意見を聴く。

- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

※市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て会議（保護者や子ども・子育て支援に係る当事者）の意見を聴く。

- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- (5) 児童福祉法第34条の15第4項の認可にあたっての意見に関すること。

※市町村が家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、児童福祉審議会（保護者や子ども・子育て支援に係る当事者）の意見を聴く。

- (6) 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条に規定する青少年の指導、育成、保護及び矯正に関すること（ただし、藤沢市青少年問題協議会条例（昭和33年藤沢市条例第39号）に規定する藤沢市青少年問題協議会で協議議題とするものを除く）。

【新規】

- (7) こども基本法第10条第2項の規定により市が定めるこども計画に関し調査審議すること。

- (8) こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

以上